（答弁書）

第二百四十三条　控訴の相手方は、前条の規定による送達を受けた日から七日以内に答弁書を控訴裁判所に差し出すことができる。

［２・３　略］

４　答弁書には、相手方の数に応ずる謄本を添付しなければならない。

５　前項の規定は、控訴の趣意に対する答弁を第六十五条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

６　控訴裁判所は、速やかに、控訴申立人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送達しなければならない。

一　答弁書が差し出された場合　答弁書の謄本

二　控訴の趣意に対する答弁が第六十五条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている答弁書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている答弁書に記載すべき事項を記載した書面）

（受命裁判官の報告書）

第二百四十五条　裁判長は、合議体の構成員に控訴申立書及び控訴趣意書並びに答弁書（控訴の申立て若しくは控訴の趣意の申述又は控訴の趣意に対する答弁が法第五十四条の二第一項又はこの規則第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイル（法第五十四条の四ただし書又はこの規則第六十五条の七ただし書の場合にあつては、法第五十四条の四本文又はこの規則第六十五条の七本文の記録媒体）に記録されている控訴申立書若しくは控訴趣意書又は答弁書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）を検閲して報告書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。次項において同じ。）を作らせることができる。

２　公判期日には、受命裁判官は、弁論前に、前項の報告書（電磁的記録である場合にあつては、その内容）を朗読しなければならない。

（判決書の記載等）

第二百四十六条　判決書には、控訴の趣意及び重要な答弁について、その要旨を記載し、又は記録しなければならない。この場合において、適当と認めるときは、控訴趣意書又は答弁書に記載された事実（控訴の趣意の申述又は控訴の趣意に対する答弁が法第五十四条の二第一項又はこの規則第六十五条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイル（法第五十四条の四ただし書又はこの規則第六十五条の七ただし書の場合にあつては、法第五十四条の四本文又はこの規則第六十五条の七本文の記録媒体）に記録されている控訴趣意書又は答弁書に記載すべき事項）を引用することができる。

（移送の許可の申請・法第四百六条）

第二百四十八条　［略］

２　前項の許可は、書面又は電磁的記録でこれを求めなければならない。

３　前項の書面又は電磁的記録には、原判決の判決書の謄本（判決書が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）及び控訴趣意書の謄本（控訴の趣意の申述が法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合にあつては、ファイル（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている控訴趣意書に記載すべき事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）を添えなければならない。

（答弁書）

第二百四十三条　控訴の相手方は、控訴趣意書の謄本の送達を受けた日から七日以内に答弁書を控訴裁判所に差し出すことができる。

［２・３　同上］

４　答弁書には、相手方の数に応ずる謄本を添附しなければならない。

［新設］

５　控訴裁判所は、答弁書を受け取つたときは、速やかにその謄本を控訴申立人に送達しなければならない。

［新設］

（受命裁判官の報告書）

第二百四十五条　裁判長は、合議体の構成員に控訴申立書、控訴趣意書及び答弁書を検閲して報告書を作らせることができる。

２　公判期日には、受命裁判官は、弁論前に、報告書を朗読しなければならない。

（判決書の記載）

第二百四十六条　判決書には、控訴の趣意及び重要な答弁について、その要旨を記載しなければならない。この場合において、適当と認めるときは、控訴趣意書又は答弁書に記載された事実を引用することができる。

（移送の許可の申請・法第四百六条）

第二百四十八条　［同上］

２　前項の許可は、書面でこれを求めなければならない。

３　前項の書面には、原判決の謄本及び控訴趣意書の謄本を添附しなければならない。